

町長コラム

自転車用ヘルメット
～着用の努力義務化～



鈴木 勝

子どもの頃、野田橋西側を下ったところには信号がなかった。今よりも交通量が少なかったことから、ペダルを漕がずにどれだけ進めるかという遊びをしていた。また、20歳の頃には、九州まで自転車旅行をした。上り坂で苦労し、下り坂はその見返りとして漕がずに「楽ちゃん」を楽しもうと思ったが、下りたところに信号があり、「人生の厳しさ」を学んだ。その後の埼玉県一周では、坂を下ったところのバス停に衝突し、自転車のフレームを曲げる大事故となった。さらに、秋田県から埼玉県まで国道4号線を上った時は、車のスピードの速さに恐怖した。千葉県及び茨城県を一周したときは、車道から歩道へコース変更した際、後ろを走っていた友人が段差に引っかかり、車道へ跳ね返された。幸いにも、車が来ていなかったため、大きな事故には至らなかった。

令和5年4月から自転車に乗る際、ヘルメットの着用が努力義務となった。欧州よりも遅い義務化である。ヘルメットの着用により軽傷で済んだという話を多く聞く。自転車に乗る際は、ぜひヘルメットを着用していただきたい。

契約書面等がメール等での受取も可能に… 訪問販売や電話勧誘販売等に気を付けて！

事業者には訪問や電話等で勧誘され契約した際、契約者が希望すれば、契約書等は紙ではなく、電子書面にてメール等での受取りも可能になりました。しかし、スマホでは文字が小さく契約内容が確認しにくい、また不慣れな方は操作が難しい等の問題があります。中には契約書の内容が事業者側の説明と違う場合もあります。契約書は必ず確認しましょう。

無条件で契約解除できるクーリングオフ制度を利用するにも、契約書の確認が必要です。

契約書は「紙」がよい方は「電子書面」を断りましょう！

クーリングオフ可能な契約と各期間

・訪問販売(キャッチセールス等も含む)	8日間
・電話勧誘販売	8日間
・特定継続的役務提供(エステ、美容医療、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス)	8日間
・訪問購入(自宅での商品買取)	8日間
・連鎖販売取引(マルチ商法)	20日間
・業務提供誘引販売取引(内職商法、モニター商法等)	20日間

クーリングオフには要件があります。消費生活センターにご相談ください。

ひとりで悩まず すぐ相談！

消費者ホットライン

松伏町消費生活センター

188 局番なし

又は

☎984-7208

人権
それは愛

フェアトレード(公正・公平な貿易)で児童労働を減らす取組を してみませんか

問合せ 教育文化振興課 ☎991-1873 企画財政課 ☎991-1815

世界には、有給、無給に関わらず、様々な形態で働いている子どもたちがおり、世界の子どもの10人に1人が児童労働に従事しているといわれています。

このなかには、貧困や戦争、社会の慣習などから働くことを強いられている子どもが多くおり、子どもの教育機会や健全な成長が妨げられている、大きな問題といえます。

この問題は決して他人事ではありません。例えば、私たちの日々の消費に密接に繋がっている、コーヒー豆や茶葉、カカオの生産国は、いわゆる発展途上国がほとんどで、生産背景には、いまだ深刻な児童労働が存在しているといわれています。

こうした状況の解決に向け、私たちにできること

のひとつとして、フェアトレード認証商品の購入が挙げられます。フェアトレードは、貿易のしくみを公平・公正にすることにより、特に発展途上国の小規模生産者や労働者が自らの力で貧困から脱却し、地域社会や環境を守りながら、サステナブル(持続可能)な世界の実現を目指す取組です。フェアトレード認証商品の購入など、人・社会・地域・環境に配慮した消費は「エシカル(倫理的)消費」とも呼ばれ、近年注目されています。

思いやりを持った商品選びで、日々の消費を世界の子どもの笑顔を守る取組に参加してみませんか。

8月は「人権尊重社会をめざす県民運動強調月間」です。